

会 議 録

1 名 称	平成25年度第11回北九州市子ども・子育て会議
2 議 題	○ 前回会議における質問事項について ○ 市民ニーズ調査の結果報告について ○ 「元気発進！子どもプラン」の次期計画の検討について
3 開催日時	平成26年3月25日（火）14：00～16：00
4 開催場所	北九州市役所 本庁舎3階大集会室 （小倉北区域内1-1）
5 出席した者の 氏名	出席委員（11名）（◎…会長、○…副会長）（敬称略・50音順） 香月 きょう子 上別府 清隆 北野 久美 ○白澤 早苗 陣内 朋子 添田 重幸 ◎田中 信利 津留 小牧 中間 徹 中村 雄美子 村上 順滋 出席専門委員（6名） 中田 俊澄 平田 久美子 星子 陽子 柳田 克喜 山本 文雄 渡邊 典子
6 議事の概要	次ページのとおり
7 発言内容	次ページのとおり
8 その他	傍聴者1名
9 問い合わせ先	子ども家庭局 子ども家庭政策課 子ども・子育て新制度準備担当 （担当）村上、立石 電話番号 093-582-2550

会 議 録

6 議事の概要

- ・ 前回会議における質問事項（資料8）について、事務局より回答した。
- ・ 市民ニーズ調査結果について、資料1，2に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の組み立てについて、資料3，4，5，6に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。

7 発言内容

発言者	内 容
	<p>【開会】14：00</p> <p>○ 会議成立の報告</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>【議事】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 前回会議における質問事項について</p> </div> <p>前回の会議では、委員からの質問事項について、持ち越しとした質問が幾つかあった。これらの質問に関して、事務局から回答してもらいたい。</p> <p>資料8整理No.1、保育の必要性の認定と保育の利用時間について、誰が何の基準に基づいて判断するのかという質問であるが、保育の利用時間については、子ども・子育て支援法第20条に基づき、保護者の申請に対し、国の政省令や市町村が定める条例等の基準によって、市町村が利用時間を決めた保育の必要性の認定を行うということになる。誰が何の基準に基づいてということとは、市町村が、国の政省令や市町村で定める条例等の基準に基づいて判断することになる。</p> <p>保育の必要性の認定の区分については、前回説明したとおり、2種類ある。まず、標準時間は11時間保育、これは朝から夕方までフルタイムで働く世帯を想定している。保育の短時間は、8時間保育であるが、こちらは父親か母親のどちらかがパートで働いている世帯を想定している。保育所等を利用したい人は、勤務時間に応じてどちらかの認定を受けということになる。</p> <p>国においては、新制度における保育の認定に当たっての、就労時間の下限について、現行制度における実態を踏まえ、1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とするとしている。この就労時間の下限や利用時間に関する、国の子ども・子育て会議における主な意見については、資料8 参考1（「国の子ども・子育て会議」における「区分」及び「保育必要量」に対する主な意見）に、国の会議の資料から抜粋したものを、順序を並び変えて記載している。</p>

会 議 録

事務局	<p>非常にさまざまな意見が、国の「子ども・子育て会議」でも出されている。最終的には、昨年末に国の事務局が示した案自体に、変更は加えずに了承されたということであるが、了承に当たっては、国の「子ども・子育て会議」として、附帯意見が取りまとめられている。その附帯意見については、資料8 参考2（保育の必要性認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見〔案〕）をご覧いただきたい。こういった附帯意見が取りまとめられている。</p> <p>このような会議での議論、あるいは附帯意見を踏まえ、本市としては、保育の必要性の認定に当たっては、1カ月当たりの下限時間に加え、1日当たりの就労時間や、1カ月当たりの就労日数を設定することを想定している。市として、必要以上の利用を制限する仕組みを作る見通しはあるのかという質問に対する回答としては、現在、現行の本市の要件としては、月60時間以上、1日4時間かつ月15日以上という要件がある。こういった要件を見ながら設定していきたいと考えている。仮に、今の月60時間以上、1日4時間以上かつ月15日以上という基準を踏襲するならば、質問にあったように、月48時間、1日2時間程度の就労で、保育の短時間認定というものはないということになるかと思う。この場合は、幼稚園の預かり保育といった他の制度を活用していただくということを想定している。</p> <p>次に、整理No.2、保育の必要性の認定について、パート勤務で保育短時間の認定を受けた保護者が、年度途中でフルタイム勤務となったときには、年度途中の切り替えでも保育標準時間を利用することができるようになるのかというものである。</p> <p>これについては、年度中途であっても、認定の要件が変更となった場合は、変更申請をしていただくことで、短時間利用の認定者が標準時間利用の認定者というように変更ができると考えている。</p> <p>資料8整理No.3の質問についてお答えする。</p> <p>国が平成26年2月に「小規模保育運営支援事業実施要綱案」を示した。その中で、小規模保育事業の実施に当たっては、事業実施者は連携施設を設定し、必要な支援を受けるということが規定されている。その必要な支援の中には、児童が小規模保育事業所を卒園する際の受け皿となることを、連携施設に求めているということがあるので、基本的には連携施設に受け皿となっていていただくということを考えている。</p> <p>なお、受け皿となる連携施設への入所に当たっては、入所の選考において優先的に取り扱うなどの仕組みが必要だということを考えており、今後、検討を行っていききたいと考えている。</p>
-----	--

会 議 録

事務局	<p>資料8整理No.4の質問、認定こども園の普及目標についてお答えする。</p> <p>認定こども園の目標数については、本日の議題になっている子ども・子育て支援事業計画の中において、認定こども園の普及に係る考え方などとともに記載することになる。目標数の設定に当たって、保育所や幼稚園などの需要と供給の状況、利用者の希望、幼稚園や保育所の意向等を踏まえることが必要と考えている。</p> <p>具体的には、これも本日の議題であるが、ニーズ調査の結果、幼稚園などに対する意向調査の結果などを踏まえる必要があると考えている。従って、具体的な目標数については、次回以降になるが、この会議に示したいと考えている。併せて、国からは、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、供給が需要を超える場合についても、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可認定基準を満たす限り、原則、認可認定することを前提とするという考え方も示されている。この考え方においても、本市としてどのように対応するかということについて、次回以降、この会議にも諮りたいと考えている。</p>
委員	<p>前回の突然の質問に関して丁寧に答えていただき感謝する。</p> <p>1番については、確かにそのとおりだと思う。また、4番は次回以降ということであるので、今日の結果ということにはならないと思う。3番の小規模保育事業について、連携施設が受け皿になることとしているという回答があった。連携施設にも、0歳、1歳、2歳という子どもがいるが、その子どもたちが進級していくことを想定して、1つの保育園は次にどなたを入れるかというのは、0、1、2の数字になってくるわけである。だから、2歳がそこを終了する場合、3歳児になったときに、連携施設の3歳児の枠がどれだけあるのか。また今後、3歳児の配置基準が変わると言われている中で、例えば部屋の大きさなり、保育士の確保なりが本当にできるのか、そういったことを、私も現場人間であるので、我が身に置き換えてシミュレーションした。そうすると、今、うちの0、1、2歳児が進級する、そして、2歳児が進級して3歳児になる。そのクラスがほぼ、その3歳児の定員を満たすわけである。それにも関わらず、連携施設として持っている小規模保育事業の2歳児も受け入れるとなると、やはりその広さ、あるいは保育士の数、そういったものを、かなり長期間の展望に立って、そこを運用しないと難しいのかなということ、今、あらためて思った。</p> <p>多分、事務局が答えられるのは、今説明があったようなことだろうと思う。でも、これに関しては、やはり疑問も残るし、不安も残るとというのが、私の感想である。</p>
会長	<p>小規模保育事業と連携施設というのは、この小規模保育事業を初めから見込</p>

会 議 録

専門委員	<p>んで人数調整を行っているのではないのに、受け皿として本当にあるのか、どうなのかというところに関しては、今後の問題、対応として考えておかなければならないが、担当の課は検討している。</p> <p>保育所ではそうであるが、幼稚園が連携施設として、受け皿になるのであれば、幼稚園側としては全然問題はない。</p> <p>それから、小規模保育事業について、国の方と話をしたとき、27年度以降は、小規模保育の19人以下の施設は、例えば駅前で今、託児所をやっている所が希望した場合には、必ず指定しないとイケないという話を聞いた。その辺は、北九州市はどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>保育所や小規模保育事業を通じての考えだと思うが、新制度になれば、認可認定基準を満たした場合については、供給が需要を上回っている場合を除いて、基本的には認可しなければいけないということを、国の方は言ったのだと思う。そこには、受給関係というものが付いてくるということだと思う。</p>
専門委員	<p>その辺は分かるのであるが、今現在、事業として成り立って、通っている子どもたちがいるわけである。その辺はどのように考えているのか。そのようなところに行っている人には、お金は出さないということなのか。</p> <p>地域区分にも関わってくるとは思うが、その地域が駅前などであれば、今想定している行政区であったり、中学校区でも、小学校区でも、あまり当てはまらない場合がある。マイカーで連れてきて、そのままそこでとか、駅前とかであれば、全然関係ない。もっと広い範囲になる。そのようなことまで考えているのかと、少し不安になったので。</p>
事務局	<p>具体的な認可認定をどうやっていくかというのは、国の考えを受けて、市として具体的にどう当てはめていくかということ、これから詰めていくという段階だろうと思っている。</p>
専門委員	<p>まだ分からないということか。</p>
会長	<p>受給計画に関しては、次回の会議で検討するので、こういったテクニカルな問題は次回に詰めていきたいと思う。</p>

会 議 録

<p>専門委員</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(2) 市民ニーズ調査の結果について、 資料 1, 2に基づき事務局より説明</p> </div> <p>この調査結果は、回答率が低いということを考えて、今後の施策もやってほしいというのが意見である。回答しない人が半数以上ということは、例えば、自分が、あまり興味がなかったから回答しないわけではないか。従って、ここに出ている数字が全てではないということも考えて、これが 80%くらいの回答率であれば市民の総意という考え方も成り立つと思うが、平均 40%、18歳～40歳の回答率、27%で、3人に1人も回答していないということなので、その辺を加味するような形で、今後の施策を考えていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>この回答率の4割というのはどう判断するのか、今、専門委員が指摘したように、いろいろな背景があると思う。例えば、興味関心がないというものもあるし、以前の会議でも話したが、こういうアンケートを記入する余裕もないくらい忙しいという方もいるだろう。このようなアンケートに答えられる人というのは、それなりに興味関心が高くて、時間的余裕があるところの、当然、バイアスがかかっているということも念頭に置いて、この数字だけを根拠にして考えるのではなくて、埋もれた数字というか、そういうところも勘案しながら施策を考えていただきたいと、私個人も思っているので、そのようにお願いする。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1の15ページ「平日の定期的な教育・保育事業を利用」で「利用している」が73.5%と、とても高いなと思ったので、アンケートに回答した人の子どもの年齢が、0歳なのか、1歳なのか、2歳なのか、3歳なのか、ぜひ何歳がどれだけ利用しているかという状況をクロス集計していただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>年齢ごとに区分しての集計というものは、実際に可能なのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>調査項目として、一応年齢もあるが、実際に分析を担当した委託業者と協議させていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>幼稚園を利用しているか、保育所を利用しているかとか、預かり保育を利用しているのかという項目があると思うが、それもできれば何歳児がどの施設を選んでいるのかということが分かるとよい。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもの発達・発育などに関連するので、子どもの起床時刻、就寝時刻、平</p>

会 議 録

	<p>均睡眠時間、そういったことも、どういう施設に所属しているかによってクロス集計すれば分かりやすいと思う。</p> <p>往々にしてであるが、保育園に通っている子どもは就寝時間が遅く、朝は早めで、平均睡眠時間が短いという状況に陥っている。ワーク・ライフ・バランスにも関連するが、乳幼児健診等で「お父さんとお話する時間はありますか」と聞くと、やはり保育園などに通っている子どものほうが、お父さんと話をする、触れ合う時間が短いという傾向がある。「お父さんと一緒に食事できませんか」と言ったら、「もう寝てしまっています」というようなことが往々にしてある。子どもの睡眠時間を取ると親との触れ合う時間がないという、そのような現実があるので、そういったことも細かくクロス集計して、今後の施策に活かしていただけるとよいと思う。</p> <p>それからもう一つ、46ページ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由で、理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数の差が大きいということなのであるが、やはり、高齢者対策に対する子どもの予算は1：19という莫大な差があるのが現状であるので、この辺のところも北九州市としてはどのように考え、今後どのように施策を進めていくのか、少し考えていただけるとありがたい。</p>
委員	<p>19 ページに「平日に定期的な教育、保育事業を利用していない理由」に、「子どもがまだ小さいため」とあるが、「小さい」が、どのくらいが小さいのかということが分からない。21 ページに土曜日の利用のことが書いてあるが、現在保育園に行っていることなのか、幼稚園でのことなのか。22 ページ「日祝日の定期的な教育・保育事業の利用規模」も、年齢や今の状態が分からない。保育園であれば土曜日は毎週利用できるし、午後7時までの延長も可能である。日祝日を希望している方がどのような年齢で、どのような状態かというのが分かると、また今後の受給バランス等々にも反映してくるのかと思ひ、今後いろいろクロス集計をするのであれば、そのことも視野に入れていただきたい。</p>
専門委員	<p>43 ページの 31 番で、1 位に「結婚は個人の問題だが、国や市もある程度は支援すべきだ」という回答が半数近くある。こういうアンケートをしたということは、もし希望があれば、北九州市としては何らかの取り組みをする用意があるのか興味がある。やはり、結婚して子どもを産んでもらわなければ、国が栄えないということがあるので。</p> <p>それから、全体的に、子どもの支援ということで施策がいろいろ検討されているのであるが、5つの視点があり、子どもの成長と次代の親づくりの視点とか、親としての成長とかをうたっているが、子どもをいろいろな施設に預ける支援がすごく検討されている。できれば3歳くらいまでは、親が手元に置いて</p>

会 議 録

会長	<p>子どもを育ててなければ、本当に子どもと親のきずなというか、愛情は湧かないと思う。早く預けないと働けないとか、いろいろ諸問題があるが、極端であるが、私は基本的に、北九州市は「3歳まで子どもは親が見ましょう」みたいなスローガンを挙げてもいいくらいに、親と子というのは同じ時間を共有してほしいと思っている。</p> <p>こういった質問を出す以上は、それなりの心構えが市にあるのかという質問だと思うが。</p>
事務局	<p>今回、この設問は重視している。それは、少子化対策として、国はいろいろ取り組んでいるわけであるが、この婚活にも国が一步踏み込むかどうかといったことが、今真剣に議論されている。そういう点で、本市としても、地方自治体でどういうものがやれるか、今後考えていかなければならないが、若い人たちがどのような意識を持っているのか、ここは1回探ってみる必要があるのではないかということで、この質問を入れている。国から、具体的にどういう方向でやろうということは、まだ示されているわけではないので、市もその辺はまだ未確定であるが、国の方向性が何か出てくるようであれば、市も地方自治体として何か取り組むものがあるれば取り組んでいくということになるかと思っています。</p>
会長	<p>各委員から、細くなるかもしれないが、0歳か、1歳か、2歳なのかという年齢の変数というものを組み込んだほうが、よりその背景にある問題点などもクリアになるのではないかという指摘があった。作業は大変かも知れないが、年齢の大きな変数になるので、そういうところも踏まえて分析をして欲しい。</p>
専門委員	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(3) 子ども・子育て支援事業計画の組み立てについて、 資料3, 4, 5, 6に基づき事務局より説明</p> </div> <p>資料6で、計画に必ず書かないといけないとされているものは、必須項目として間違いなく挙げられていると思うが、任意項目の中で、挙げられていないものは何かあるのか、挙げない理由とあわせて教えて欲しい。</p>
事務局	<p>国の示した基本指針の中で示されている任意項目の、市町村の記載事項は、6ページ別表第四に書いてある。この中で、二、三、四については、計画と重複するが、記載する。</p> <p>それ以外について、例えば、一、基本理念、五、支援事業計画の作成の時期、</p>

会 議 録

会長	<p>六、支援事業計画の期間、七、支援事業計画の達成状況の点検及び評価というのは、先ほどの総論の第1章に全て出てくる内容になる。従って、この支援事業計画の第4章の中には書かないということを考えている。</p> <p>内容的には網羅しているということである。</p>
委員	<p>基本理念のところ、本当に素朴な疑問であるが、大きな字で書いてある1行目「子どもの成長と子育てを」という部分、それから、2行目「子育て日本一を」という部分、これは本当に理解できる。その下の3行目のところに、「家庭や」という言葉がまずあって、次に、「地域、学校、企業、行政」ということがあり、その後、「市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生き育てることの喜びを実感できる」ということが書いてある。ただの順番のことであるが、順番はとても大事だと思うのだが、事務局の説明で使った資料「保育の必要性認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」を見ても、最初に、「子育ての第一義的責任は保護者が有する」と書いてある。それから、先ほど、専門委員の意見でも、やはり親が子育てをする機会が必要だということもあった。となれば、地域、学校、企業、行政といった地域社会が子育て力を高めるのは大事なのであるが、まずは、市民一人一人が家庭を持つことや、子どもを生き育てることの喜びを実感できる、その家庭の力を付けて、そのために、地域、学校、企業、行政といった地域社会全体がそれを応援する、支援する、環境づくりをするということ、全ての子どもが健やかに成長して、子育て日本一を実感できるまちの実現を目指すというのが順番ではないかと思った。</p> <p>事務局の説明の中でも、政策分野をライフステージ順に並べたということがある。では、そのスタートはどこかということ、やはり家族、家庭なのである。家庭がまずあり、だけれども、その家庭だけに任せるのではなく、子育ては地域社会全体で見ると、全ての子どもをそうやって見守るんだよという、そういうことで子育て日本一を実感できると思う。まずは市民一人一人が、先ほどのデータもそうであるが、結婚したくないとか、しても子どもを持ちたくないとかではなく、一人一人が家庭を持つこと、子どもを生き育てることの喜びが実感できて、それを支える周辺があるというふうに、この考え方とか書き方が、小さなことであるが、それがまずありきではないかと思う。ライフステージ順ということは、そういうことではないかと思うし、「家庭」が、「地域、学校、企業、行政」というものと並列ではなく、やはりベースにあるものなのだとすることで捉えて、心意気を表してはどうかと思った。</p> <p>次に、「子どもの視点」ということが一番上に書いてあり、とてもありがたいのであるが、これは、子どもの何の視点だろうか。子どもの育ちを見据えた大人からの視点だろうか。安心して生き育てるとするのは、安心して生むのだ</p>

会 議 録

会長	<p>から大人目線である。あるいは、生まれてきて良かったと思う子どもの視点なのか。ここはとても大きなことで、それが、全てのこの北九州市の子育て日本一を実感できるまちの実現を目指すに当たっての、やはり第一義だと思っている。家庭があり、それを支える地域、企業があり、子どもも、その中で生まれてきて良かったと実感できるまちであって欲しい。であるならば、子どもの視点というのは、どこに網羅されてあるのかということ、もう一度見直してもらえればと思う。</p> <p>国語の問題かも知れないが、重要な問題である。委員が言われているとおりで、まずは、子育ての主体は家庭にあり、それを周辺が支えるという、その構造というのは、きちり文言の中に反映させないといけないという指摘だと思う。</p> <p>それから、視点と言った場合、よく、子どもの目線に立ってとか、子どもの立場に立ってと言うことがあるが、この場合の「子どもの視点」というのは、子どもの側なのか、子どもを見る側なのか。視点の2つ目の「全ての子どもと家庭への視点」というのも、視点というのは立ち位置の問題であるから、本当は日本語としては変である。そういった意味で、この視点が、一体、子ども側の視点なのか、これは言葉の使い方が少し分かりにくいところがあるような感じが私もある。</p> <p>最初の文章で、まずは家庭が主体ではないのか。それを支えるものとして周囲があるのではないのか。そういった構造をきちっと分かるように表現してほしいということに関して、事務局としてはどうか。</p>
事務局	<p>最初の質問については、基本指針の中にも、まず、子育ては保護者が第一義的な責任を担うということがしっかりうたわれているので、委員の意見を参考にしながら、文章としてどう作っていくかということを検討させていただきたい。</p> <p>2つ目の、「子どもの視点」という部分であるが、これは、現在の子どもプランに書いてあるのだが、子どもが主体なのだということを踏まえながら、やはり、子どもにとって最大の利益がどういうことなのかということを考えながら、施策を進めていくということの趣旨である。これも、国の基本指針の中でも「子どもの最善の利益を図る」という言葉が使われている。そういう意味での「子どもの視点」であるので、子どもを1つの主体と考えた上で、どのような施策が一番望まれるのかということ考えながら、施策を作っていくという意味での「視点」という表現をしている。</p>
委員	<p>1番目の「安心して生み育てることができる環境づくり」というのは、これは親の立場である。2番目の「子どもの育ちを支える」というのも、大人から</p>

会 議 録

	<p>の支えである。以降4項目は全てそうなっていて、ここだけが、「子どもの視点」というものが、ぼんと飛びでているようだ。今の説明でも、最善の利益ということがあったが、子どもにとって最善の利益と言った場合、4つの政策分野や14の施策の中のどの部分に反映されるのだろうかというのが、少し弱いような気がする。今の弱いという日本語が合っているかどうか分からないが、せつかく5つの視点で子どもというものを中心に置いたのだから、その主体者である子どもの最善の利益が、どの施策で反映されるのか。これは全て、大人にとって都合のいい施策ではないのかというふうな気が少しだけした。もちろん、大人が支え、地域が支えてこそその子どもの育ちであるが、この「子どもの視点」というのが5つの視点の一番目にありながら、政策分野1が「安心して生み育てることができる環境づくり」というのは、これは既に子どもの視点ではないので、そこの文言の整理というか、先ほど会長が言われたように、文章、あるいは単語の使い方をもう少し整理していただけたらと思う。そこに全ての施策が関わってくるので、少しこだわりたいところである。</p>
事務局	<p>今の意見は承ったので、内容についてはこれから検討させていただきたいと考えている。ただ、子どもの視点という部分で、例えば、施策1の施策の柱①「安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり」という部分、親でもあるし、子どもが主体となった健康という見方もできると思う。</p> <p>子どもの視点というのは、どこかの政策分野だけに入っているのではなく、それぞれの分野、事業を考える中で、そういう視点を捉えながら事業を組み立てていくということと理解している。指摘の主旨も分かるので、その内容が反映できるかどうか踏まえて、検討していきたい。</p>
会長	<p>確かに、5つの視点と4つの政策分野の対応というものが少し分かりにくいというのは確かにある。しかし、1対1の対応関係というわけでもなく、今の説明のように、さまざまところに網羅されていて、次元が違うところなので、その辺が、きちっとこの視点がこの施策に反映されるというような図式ということ自体が、かなり難しいのではないかと思う。しかし、もう一工夫できそうな感じもするので、頑張ってもらいたい。</p>
委員	<p>皆さんもご存じだと思うが、ある県で、ネットシッターサービスの事件が起こった件で、私も、シッターサービス・マッチングサイトを調べたら、あるサイトだけで、預かりますという登録者が福岡県で42投稿あった。</p> <p>その内容をチェックしてみると、預かりますと言われた方の経歴だとか、資格だとかは、もちろん保育士とか幼稚園の先生、看護師の免許を持っている方もいるのだが、8割方は、保育の学校に通っている学生ですといった方や子育て経験がありますという方、あとは興味本位に、子どもと接することが</p>

会 議 録

事務局	<p>好きなので預かりたいという、そういった方の投稿など、本当にいろいろな投稿があった。とりあえず、皆さん、どんな時間帯でも大丈夫です、夜でも大丈夫です、お泊まりも大丈夫ですということであり、どうしても、働いている母親からすると、急な仕事が入ったりした場合、もちろん、仕事よりも子どもを優先しないといけないというのは分かってはいるのだが、そういうふうに誘いがあると、どうしても安易にそういったサイトに頼ってしまう方もいるという現状が、あの事件で浮き彫りになったと思う。</p> <p>もちろん、あれはもう、今までは無認可というか、もともと市が関わらないような形になっていたと思うのだが、北九州市としては、あの辺りの、手が行き届きにくいようなものを、今後どういう形で追うのだろうか。</p> <p>先週辺りから、非常に日本中の注目を集めている大変重大な事件であり、また、大都市における保育の問題点といったものが浮き彫りにされているのかなというように、私どもも感じている。皆様も新聞報道等でご存じのとおり、ベビーシッターについて、今は資格制度等が全くないという状況である。加えて、厚労省自体、その実態も何も把握できていないというような現状である。国はまず、この辺の実態、あるいはインターネットの紹介サイトの実態調査をまずやって、それから対策を考えるということで、本当にこれからといった感じである。</p> <p>本市で、そうした緊急的な対応、急に子どもを見てもらわなくてはいけない、見てもらいたいといったときに、現在どのような施策が使えるかという点であるが、まず1つが、保育所で一時保育事業というものをやっている。これは、リフレッシュ、お母さんが何か習い事であるとか、そうしたもので急に使いたいといった場合も、保育所でお預かりする。これは利用登録などをしていただくというシステムなのであるが、そうしたものがある。</p> <p>それから、夜中も見てもらえるかといったところでは、養護施設、市内全部で乳児院を含めて7施設あるが、ここではショートステイがある。夜もお預かりしている。</p> <p>それから、トワイライトステイという夜10時までお預かりするシステムもある。これは市内に7カ所しかないのですが、どうしても、その近辺にお住まいの方しか利用できないという弱点があるが、そうした制度もある。</p> <p>それから、本市が今一番力を入れているところが「ほっと子育てふれあい事業」である。子どもを預かっていただく会員と、子どもを預けたい会員をマッチングさせるといった事業をやっている。登録会員が全部で2,600人ほどいる。会員には研修を受けていただいて、電話等の依頼を受けて、子どもを預かっていただく。これは、市の保育士会の協力もいただきながら、運営させていただいている。</p> <p>こういう所であれば、資格者の方や、無資格であるが子育てなどの研修等を</p>
-----	---

会 議 録

専門委員	<p>受けており、ある程度信頼して預けられる。平日で1時間 800 円程度といった利用料金で利用できる。平日以外も、日曜とか、場合によっては夜間といったものも利用できる。市としては、この会員をできるだけ増やして、それぞれ、子育ての経験がある方など安心して預かっていただける会員の方々を増やしていきたいと思っている。</p> <p>今説明のあったショートステイであるとか、ほっと子育てふれあい事業というものがあるということは、私は民生委員なので、いろいろなチラシを見て情報を得ており、とても素晴らしいので、変な所に預けなくても、安心して預けられるシステムがあるということを言っている。だが、こういうことは一部の人が知らないのではないかなと思う。</p> <p>妊婦検診などの時に、「こういうシステムがあるから、困った時は利用できます」みたいに、もう少しPRしたらよいのではないかな。妊婦の皆さんが知っている、随分安心感が出るのではないかなと思う。</p>
会長	<p>やはり、こういったサービスを知らないというところがあって、いかに広報をやっていくかというところが大きいと思う。先ほどのアンケート結果でもあったが、やはり、ユーザーというのは身近なところから情報を得たい。例えば、就学前なら保育所・幼稚園、就学児なら小学校というように、身近に通っているところから情報を得たいというところがある。そういう意味で、やはり、小さいお子さんをお持ちだとか、妊婦さんだとか、そういった方がよく接するような機関、公的機関からの広報だけではなくて、ある意味、フェイス・トゥ・フェイスではないが、こういう所があるよというようなことを、直接提供してもらえそうな環境づくりをしなければ、結局SNS（ソーシャルネットワークサービス）に頼ってしまう。相談する人がいないから、もう、やむにやまれず、そうやってスマホで検索して見つけ出すというところがある。</p> <p>実際、このような資源があるのだから、それをいかに有効活用するかというところを、もう少し検討してもらいたい。</p>
委員	<p>素朴な疑問である。認可外保育施設というものをやはり利用されている方がいる。24 時間とか、その日にお願いしたらすぐ預かってもらえるというような施設、そういう施設に対するアプローチというのは、この新制度では何かあるのか。</p>
事務局	<p>認可外保育施設は、現在、届出対象が 38 力所、企業や事業所の中、病院とかが持っている事業所内が 23 力所、あと、幼稚園併設型で小さい子どもを預かっている所が 10 力所、5人以下の小規模、定員が5人ないし、3人とか1人とかあるのだが、そういう所が3力所で、現在合計 74 力所ある。それぞれ</p>

会 議 録

委員	<p>に利用されているのであるが、その全施設に、事業報告書を年間必ず1回は提出してもらっている。それから、立ち入りをして、適切に保育が行われているかどうか見ている。24時間預かっている所は、届出対象の中では3施設あるが、夜も訪問に行って、適切な保育ができている所は、届出対象保育施設の中で、適合しているという証明書を発行している。</p> <p>現状については、なるほどと思ったのだが、平成27年度以降、何か行政のほうから新たなアプローチというのはあるのか。</p>
事務局	<p>認可外保育施設には、認可化をする所は5年以内にいろいろな条件を整えて認可化するとか、小規模保育施設になるとか、いろいろな方法が今国から提示されているので、認可外保育施設の38カ所には、今後どうしたいかという予備調査を現在やっている。</p> <p>認可外保育施設は、保育士も3分の1が有資格者であればよいということになっているが、認可化に当たっては、保育士が全員有資格者でなければならないとか、給食設備だとか保育室の広さといったいろいろな条件があるので、予備調査後、国の公定価格等が確定した際に、もう一度、説明会をしたり、希望のある所に対しては、本格的に、本当に認可化にいける可能性があるのかどうかということところは、丁寧に施設ごとに、一緒に検討していきたい。</p>
委員	<p>認可外保育施設の立ち入り調査であるが、調査は事前に、その施設に行きますと予告するのか、抜き打ちで行っているのか。</p>
事務局	<p>定期立ち入り調査は、日程を決めて、担当課の中に保育指導員という元所長経験者の保育士がいるので、その担当者と課員の私たちと3人ほどで、交代で全施設に行く。その場合は、揃える書類がたくさんあり、日誌や名簿など全部揃えてもらうので、日程を決めて行っている。しかし、心配なこと、例えば利用者からの苦情があるなど、ここは大丈夫かなと思う所は、特別立ち入りという制度がある。その場合は、予告なしで調査しており、それは年間何回か実施している。</p>
会長	<p>予定されていた議事は以上である。</p> <p>【閉会】16:00</p>